

テーマ別研究発表 | スポーツ文化研究部会：【課題B】継承されてきたスポーツ文化を問い直す

📅 2025年8月28日(木) 9:00 ~ 10:00 📍 1301教室(教育研究棟 1街区 3階 1301)

[2a1601-03] スポーツ文化研究部会 【課題B】口頭発表③

座長:高尾 尚平(日本福祉大学)

9:00 ~ 9:20

[スポーツ文化-B-07]

都市空間におけるスケートボードを「犯罪化」するポリティクスとは？（社）
スポーツ犯罪学的試論

*市井 吉興¹ (1. 立命館大学)

9:20 ~ 9:40

[スポーツ文化-B-08]

セメイヤ事件における対立構図の再考（哲）
身体的インテグリティ対女子競技のインテグリティ

*松宮 智生¹ (1. 東洋大学)

9:40 ~ 10:00

[スポーツ文化-B-09]

スポーツ・ハラスメント概念設定の必要性（コ）

*秋元 香穂¹、岡出 美則² (1. 日本体育大学大学院、2. 日本体育大学)

テーマ別研究発表 | スポーツ文化研究部会：【課題B】継承されてきたスポーツ文化を問い直す

📅 2025年8月28日(木) 9:00 ~ 10:00 📍 1301教室(教育研究棟 1街区 3階 1301)

[2a1601-03] スポーツ文化研究部会【課題B】口頭発表③

座長:高尾 尚平(日本福祉大学)

9:00 ~ 9:20

[スポーツ文化-B-07] 都市空間におけるスケートボードを「犯罪化」するポリティクスとは？（社）

スポーツ犯罪学的試論

*市井 吉興¹ (1. 立命館大学)

本報告の目的は、ポスト東京2020の都市におけるスケートボードを犯罪化するポリティクスの把握を試みることにある。周知のように、東京2020オリンピックとパリ2024オリンピックにおける日本のスケートボード・オリンピアン活躍は、多くの日本国民によって称賛され、公設のスケートボードパークの増設を後押ししてきた。その一方で、ストリートでのスケーターのスケートボードがメディアによって報じられ、今まで以上にスケーターが厳しく非難されることも増えてきた。さらには、スケートボードやスケーターをストリートからスケートボード専用の施設、つまり、スケートボードパークへと「囲い込む」ことを当然視する傾向も強まっている。このような現状を分析するにあたり、本報告は近年英語圏のスポーツ研究において注目されている「スポーツ犯罪学」という理論枠組みを参照する。スポーツ研究に犯罪学的な視点を導入することのアクチュアリティとは、近代スポーツと社会規範との「適切な関係」を批判的に考察することにある。まさに、スケートボードは、近代スポーツと社会規範との「適切な関係」を動揺させるものと捉えられている。それゆえに、都市空間の秩序を形成するために、スケートボードを「犯罪化」することが検討され、実施されてきた。しかし、ストリートでのスケートボードが迷惑行為と認識され、その解決がスケーターのモラルやマナーに任されているようでは、ポスト東京2020オリンピックのスケートボード文化は醸成するのであろうか。そもそも、スケートボードは「犯罪」なのであろうか。本報告では、スポーツ犯罪学という理論枠組みを参照しながら、都市空間の規制化や衛生化、近代スポーツのイデオロギーとの編み合わせに注目し、スケートボードを犯罪化するポリティクスを検討する。

テーマ別研究発表 | スポーツ文化研究部会：【課題B】継承されてきたスポーツ文化を問い直す

2025年8月28日(木) 9:00 ~ 10:00 1301教室(教育研究棟 1街区 3階 1301)

[2a1601-03] スポーツ文化研究部会 【課題B】 口頭発表③

座長:高尾 尚平(日本福祉大学)

9:20 ~ 9:40

[スポーツ文化-B-08] セメンヤ事件における対立構図の再考 (哲)

身体的インテグリティ対女子競技のインテグリティ

*松宮 智生¹ (1. 東洋大学)

2018年、国際陸上競技連盟（IAAF。現世界陸上競技連盟：WA）は、DSD（からだの性の多様な発達）を有する女性選手が女子種目に参加する条件として、経口避妊薬の服用等によって、血清中テストステロンを一定の基準以下に抑制することを求める規定、いわゆる「DSD規定」を制定した。セメンヤ事件は、南アフリカのキャスター・セメンヤがDSD規定の停止を求め、スポーツ仲裁裁判所（CAS）に仲裁を申し立てた事例である。

CASは、セメンヤを含むすべての選手が競技に参加する権利と、男子選手と比較して生物学的に不利な女子選手の権利とが相反し、両立し得ないとしたうえで、DSD規定が女子種目の公平性を守るために必要であり、手段（経口避妊薬の服用等）についても適切であるとし、セメンヤの訴えを退けた。

CASの裁定に対しては、女子競技における包摂性と公平性を中心に議論がされてきたが、経口避妊薬服用の要求については、身体の根源的権利である「身体的インテグリティ」（他者から身体への介入を受けず、あるがままの身体でいる権利、あるいは、その人にとって良好な状態でいる権利）が侵害されているにもかかわらず議論が乏しい。

そこで、本発表において、セメンヤ事件が「身体的インテグリティ」対「女子競技のインテグリティ」という対立の構図を有し、CASがスポーツにおける「女子」を狭く定義したうえで、セメンヤの身体的インテグリティが女子競技のインテグリティに収まらないがために、セメンヤを女子競技から排除したことを指摘する。

多様な性のあり方をめぐっては、スポーツのみならず、政治の舞台でも対立や分断が生じている。スポーツの世界では、性別二元制を堅持し、公平性にこだわり（あるいは、公平性を名目に）、身体的インテグリティを侵害する事態が起きている。本発表では、身体に関する権利の重要性を説き、これらの権利を守るスポーツのあり方を構想したい。

テーマ別研究発表 | スポーツ文化研究部会：【課題B】継承されてきたスポーツ文化を問い直す

2025年8月28日(木) 9:00～10:00 1301教室(教育研究棟 1街区 3階 1301)

[2a1601-03] スポーツ文化研究部会【課題B】口頭発表③

座長:高尾 尚平(日本福祉大学)

9:40～10:00

[スポーツ文化-B-09] スポーツ・ハラスメント概念設定の必要性 (コ)*秋元 香穂¹、岡出 美則² (1. 日本体育大学大学院、2. 日本体育大学)

我が国では、スポーツに関連した暴力問題を適切に表現する際には、厚生労働省の職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等が引用されることが多い。そのため、スポーツに関連した多様な暴力の実態把握やその派生機序が明らかにされにくいまま今日に至っていると考えられる。しかし、スポーツの価値を高めるスポーツ関係者の取り組みの中で、日本スポーツ協会がスポーツ・ハラスメントの定義を明示するようになっている。しかし、同概念がスポーツに関わるハラスメントの実態把握にどのような効果を生み出しているのかは定かではない。そこで、本研究では、日本スポーツ協会のスポーツ・ハラスメントの概念を踏まえ、学術研究で報告されている我が国のスポーツ・ハラスメントの実態把握を試みることを目的とした。そのため本研究では、スポーツ・ハラスメントをキーワードとして設定し、J-stageとCiNiiを使用して学術誌で確認できるスポーツに関連した暴力の実態を把握することとした。その際に学術誌においてスポーツ・ハラスメントが扱われた始めた時期を把握するため、論文の出版時期を限定せずに対象文献を抽出した。分析に際しては、重複文献並びに本文がないもの、趣旨から外れるものは対象外とした。また、対象文献に記された実態の分析に際しては被害者、被害時期、加害者等の観点を設定した。その結果、調査対象数としては親が多くみられた。また被害時期については中学生が最も多く、加害者については他の部員が最も件数が多かった。またが多くを占めた。この結果から、現状では指導者以外が加害者になっているケースがみられるにもかかわらず、スポーツ・ハラスメントに関する研究は指導者（加害者）とスポーツ競技者（被害者）という枠組みで展開されていることが多いことが示唆された。このことは、スポーツ・ハラスメントの概念検討の必要性を示唆している。